

業務指示書

キルギス国道路防災計画策定能力強化【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月11日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年9月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路防災分野に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（キルギス及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月20日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
地形画像データ
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KGS1 = 2.015 円 , US\$1 = 98.04 円 , EUR1 = 130.22 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画・維持管理
道路斜面对策1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月3日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

- (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・ 契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

キルギス国道路防災計画策定能力強化【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 総括/道路計画・維持管理	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
へ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項： 道路斜面对策 1	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

内陸国であるキルギス共和国（以下「キ」国）の運輸セクターは、人や物資の動きの約95%を道路交通に依存しており、道路は国民生活において重要な役割を果たしている。また、中央アジア地域、ひいては南西アジア地域を結ぶ域内交通手段としての役割も担っており、人の移動及び物流における「キ」国内の道路の重要性が高まりつつある。

「キ」国においては、1996年～2006年に円借款事業「ビシュケクーオシュ道路改修事業」により、ビシュケク市ーオシュ市間の幹線道路（ビシュケクーオシュ道路）が整備された。同道路は、首都ビシュケク市、ジャララバード市、オシュ市等の主要都市を繋ぐ国内で最も重要な国道（総延長672km）であり、周辺国と「キ」国との間の国際物流を担う国際幹線道路でもある。当該円借款事業は、同道路のうち特に改修の緊急性の高い区間（合計164km）を改修すること、及び道路維持管理に必要な機材を調達することにより、道路輸送の効率性・安全性の向上を図り、「キ」国の経済発展に寄与することを目的として実施された。

同円借款について、事業効果の発現の評価と今後の課題を明らかにするために、2008年に事後評価が実施され、走行速度の改善と走行費用の削減等の効果が発現していることを確認した。しかしその後5年が経過し、現状としては円借款対象区間のうち、2001年に改修された37kmの区間については、10年以上の経年による老朽化や、厳しい気象条件等の要因により舗装面の損傷・劣化が特に激しく、さらに一部区間の路盤の改修等も必要になってきている。

他方、こうした舗装面や路盤の損傷・劣化の問題に加え、道路災害による人的・物的被害、交通遮断に対する対策も急務となっている。同円借款の対象区間においても、例えば、落石危険箇所が連続している箇所があり、実際に落石による通行車両の損傷、通行止め、通行規制等も発生している。2008年には、「キ」国内の車両登録台数が前年に比べ31万8千台から41万8千台に急激に増加しており、また、新しい幹線道路網整備としてアジア開発銀行の支援により、中華人民共和国カシュガルからオシュへ接続する国際幹線道路の整備が実施されており、対象道路における国際貨物の物流の更なる増加が予想されていることから、道路災害への対策の重要性はますます高まってきている。

キルギス運輸通信省は、多発する落石や岩石崩壊、斜面崩壊や、落石による道路利用者への危険性を踏まえ、特に斜面災害については対策の必要性を強く認識しているが、道路防災対策に係る知識・技術が低く、効果的な対策をとれずにいるところ、我が国が有する高度な斜面对策の技術や知見の移転や、それらを活用した効果的な対策提案への支援を求められている。

2. 業務の目的

ビシュケクーオシュ道路における斜面对策を中心とする道路防災対策について、現状の把握と問題箇所の特定を行うとともに、運輸通信省に対し道路防災対策計画策定にかかる技術支援・能力強化を行うことを目的とする。

3. 業務対象地域

チュイ州、タラス州、ジャララバード州、オシュ州（ビシュケク-オシュ道路区間）

4. 業務の範囲

「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、機構及びキルギス側関係諸機関と十分な意見交換を行いながら「6. 業務の内容」に述べる内容の調査・技術移転を実施するとともに、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成することを通して、運輸通信省への技術支援を実施する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 業務の方針

本業務は、「キ」国の幹線道路であるビシュケク-オシュ道路の特に道路災害に関する現状と課題等の情報を収集・整理し、今後の防災対策について、必要性を確認した上、本邦技術の活用を念頭におきつつ、運輸通信省による案件形成を支援するものである。

(2) 業務におけるC/P機関への技術指導

本業務は専門家派遣であり、カウンターパート機関は運輸通信省となる。業務の遂行にあたっては、運輸通信省関係者や現地の関連する技術者が同行することとし、彼らからのヒアリング等の情報収集を行うとともに関係者と一緒に業務を行うことで、日本の調査手法の紹介や技術移転等がなされるよう工夫し、その内容をプロポーザルにおいて提案すること。

(3) 気候を意識した調査工程、調査手法の策定

本業務で最も重要な情報収集・現状把握の工程は10月～12月となるが、「キ」国においては例年11月頃から、ビシュケク-オシュ道路で最も標高の高いトゥーアシュ-付近では9月末頃から降雪があるため、特に現地踏査について、降雪による踏査への影響を考慮した調査工程、調査手法を検討し、プロポーザルにおいて提案すること。

(4) 設計の精度

ビシュケク-オシュ道路の防災対策は、緊急を要するものであり、キルギス側としては本コンサルタントからの支援を得つつ対応策を策定した後、ドナー資金による協力要請を検討しているところ、本調査では予備設計（円借款事業として要請があった場合、妥当性を判断できるレベルの設計、積算）の支援までを実施する。

6. 業務の内容

(国内準備期間)

(1) 既存資料、報告書のレビュー

- ・既存の関連資料・情報、データを整理・分析するとともに、調査課題を整理の上、詳細な業務内容・スケジュールを検討する。
- ・現地で収集する資料、データ等をリストアップする。
- ・想定している調査項目は以下の通り。なお、これ以外にも調査することが適当と思われる項目があれば、プロポーザルにて提案すること。

- 斜面災害¹、土石流履歴の収集・解析
- 自然条件データの収集・解析
- 災害対策の実施状況の把握
- 地形画像データの入手
- 道路防災管理体制の把握
- 工事単価・材料単価等の関連資料の収集・整理
- 環境社会配慮検討のための関連資料の収集・整理
- 経済分析のための関連資料の収集・整理
- 現地踏査
- 環境社会配慮概略調査
- 災害発生メカニズムの解明
- 対策箇所の抽出（優先度の整理）

（２）インセプション・レポートの作成

・業務方針・内容・方法・工程等を検討し、業務全般の作業項目及び作業分担を示したインセプション・レポートを作成する。

（第一次現地調査：情報収集）

（３）インセプション・レポートの説明・協議

・インセプション・レポートをキルギス側関係機関に説明する。

（４）情報の収集・技術移転

・上記（１）で列挙した調査項目に従い、情報収集を行う。
 ・合わせて、道路防災対策にかかる調査手法、分析手法、計画策定手法について運輸通信省職員に対して日本の技術の理解が進むよう極力配慮する。

（第一次国内作業）

（５）収集情報の整理・分析

・収集した情報について整理の上、運輸通信省による概略事業計画の策定を支援する。
 想定される作業項目は以下の通り。

- 災害発生メカニズムの解明（現地作業からの継続）
- 対策箇所の抽出（優先度の整理）（現地作業からの継続）
- 対策箇所の対策工法の比較検討・選定
- 日本の技術の優位性の検討
- 対策工の施工計画作成
- 対策工の標準図面作成
- 対策工の概算工事費算出
- 維持管理体制、維持管理手法の提案
- 警報・情報システムの整備検討
- 概算維持管理費用の算出
- 環境社会配慮概略計画作成
- 交通需要予測

¹ 斜面とは、地山のままの自然斜面及び道路土工によって人工的に形成された斜面（切土のり面、盛土のり面）を表す。災害とは、崩壊、落石、地すべりを表す。

➤ 経済分析、事業効果の検討

(6) ドラフトファイナル・レポート作成

・上記(5)の概略事業計画を JICA に説明の上、ドラフトファイナル・レポート作成の方向性について協議する。

・JICA との協議を踏まえて、調査結果をドラフトファイナル・レポートとして取りまとめ、JICA に提出する。

(第二次現地調査)

(7) ドラフトファイナル・レポートの説明・協議

・キルギス側関係機関へのドラフトファイナル・レポートの説明を行い、内容について協議の上、コメントを聴取する。

(第二次国内作業)

(8) ファイナル・レポートの作成

・ドラフトファイナル・レポートに対するキルギス側関係機関及び JICA からのコメントを踏まえて、ファイナル・レポートを作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、それとは別にカッコ内に記載した部数は先方政府関係機関との協議に使用する、または提出する部数の目安とし、先方との協議を踏まえて部数を確定すること。

また、円滑に業務を実施するため、各報告書について露文版を作成し、簡易製本の上、適宜先方政府関係者と共有すること。ただし、露文版は参考としての位置づけとし、成果品は和文及び英文とする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート (簡易製本)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：和文 4 部 (先方提出 3 部)、電子データ

2) ドラフトファイナル・レポート (簡易製本)

記載事項：調査結果の全体成果 (要約を含む)

提出時期：第一次国内作業終了時を想定

部数：和文 4 部 (先方提出 5 部)、電子データ

3) ファイナル・レポート (製本)

記載事項：調査結果の全体成果 (要約を含む)

提出時期：ドラフトファイナル・レポートへのコメント受領から 2 週間以内

部数：和文 6 部、英文 6 部、CD-R 6 部

注 1) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注 2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書 (簡易製本)

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：和文4部

2) 業務月報

記載事項：国内・海外における業務従事期間中の業務に関する以下の事項

① 当月の進捗

② 翌月の計画

③ 当面の課題

④ 業務フローチャート

⑤ その他先方実施機関との合意文書等

提出時期：毎月

部 数：和文1部

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2013年10月上旬より業務を開始し、2014年5月上旬の終了を目処とする。業務行程、各調査報告書作成時期の目処は次表のとおり。

時期 工程 月	2013年			2014年				
	1 10	2 11	3 12	4 1	5 2	6 3	7 4	8 5
国内準備作業	■							
インセプションレポート	▲							
第一次現地調査	■							
第一次国内作業				■				
ドラフトファイナルレポート							▲	
第二次現地調査							■	
第二次国内作業						■		
ファイナルレポート提出								▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 29.42M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括/道路計画・維持管理（2号）
- (2) 道路斜面对策1（3号）
- (3) 道路斜面对策2
- (4) 地形・地質
- (5) 施工計画積算
- (6) 環境社会配慮
- (7) 交通需要予測・経済分析

3. 通訳備上費

業務実施上、必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。ロシア語⇄英語通訳の現地備上に係る経費は本見積りに含めること。

4. 現地調査補助員/現地再委託

業務を効率的に行うことを目的に、必要に応じて現地特殊傭人を傭上することを認める。また、一部業務を、経験・知見を豊富に有する現地の機関、NGO、コンサルタント等に再委託することが必要と判断した場合には、プロポーザルにてその理由を付して提案すること。なお、現地再委託の経費については本見積りに含めること。

現地再委託に際しては、「コンサルタント等契約における再委託契約手続きガイドライン」（平成24年4月）に則り、選定および契約を行うこととし、再委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. 地形画像データ

運輸通信省は地形画像データを有していないため、このため地形画像データは、本調査費での購入を想定。同費用についても契約に含める予定であるため、別見積もりとして計上すること。

6. 調査報告書の送付

ファイナル・レポートを除く各種調査報告書は、コンサルタントがC/P機関、JICA本部（東・中央アジア部）に送付することとし、その経費については本見積りに含めること。

4. 参考資料

過去の防災セクターでの協力にかかる以下の報告書が、JICA図書館のウェブサイトで閲覧可能。

- (1) キルギス国 ビシュケク-オシュ道路改修事業に関する援助効果促進調査ファイナル・レポート
- (2) キルギス国 ビシュケク-オシュ道路改修事業に関する第二次援助効果促進調査(SAPS)ファイナル・レポート

5. 便宜供与

本調査実施に当たり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる機構事務所の支援を必要とする場合は、東・中央アジア部またはキルギス共和国事務所に連絡・協議すること。

9. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、

機構キルギス共和国事務所において十分な情報収集を行なうこと。

また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。さらに、現地調査時には、事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

本業務中に踏査が想定されるオシュ州、ジャララバード州のウズベキスタンとの国境地帯は外務省の「海外安全情報ホームページ」にて渡航延期が推奨されている地域であるため、踏査の際には衛星携帯電話の携帯と護衛配置を徹底すること。衛星携帯電話については JICA キルギス事務所から1台の貸し出しがなされるため、通信費のみ別見積もりとして計上すること。また護衛配置についても別見積もりとすること。

なお、オシュ・ジャララバード州のウズベキスタンとの国境地帯)は戦争特約の対象地域でもあるので、戦争特約保険料についても経費を契約に含める予定であり、この費用を別見積もりとして計上すること。

10. 複数年度契約

本調査においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上